



第2期 福祉のまちづくり行動計画

～ 猫の手も借りたいほど忙しい5年間の計画 ～

(令和5年度～令和9年度)

美作市社会福祉協議会

目 次

1. 計画策定にあたって	4
(1) 計画の目的と意義	
(2) 計画の期間	
2. 基本理念	5
3. 行動指針	5
4. 基本目標・基本項目	6
5. 美作市の現状	8
6. 第2期 福祉のまちづくり行動計画の体系図	9
7. 実施計画書	10

基本目標1 法人組織・機能の強化と発展

基本項目 1-1 役職員の社協の基本理解と法人経営の健全化

① 社協の使命、経営理念、基本方針の理解	11
② 役員等組織の見直し	12
③ リスク管理体制の強化	
(リスク管理やコンプライアンスに対する体制の強化)	13
(事業継続計画(BCP)の策定)	14
④ 人材確保に向けた取組み	
(資格取得の促進)	15
(効果的な職員採用)	16
(働きやすい職場づくり)	17
⑤ 財政基盤の強化	
(公的財源の確保)	18
(効果的な資産運用)	19
(コスト意識の醸成)	20

基本目標2 地域福祉に対する理解の促進

基本項目 2-1 地域福祉の普及啓発

① 企画広報事業	21
② 地区社協広報誌支援事業	22

基本項目 2-2 福祉教育の推進

- ① 小中高校生に向けた福祉教育の充実 23
- ② 地域福祉講座の実施 24

基本目標3 地域力の強化・育成

基本項目 3-1 地域福祉活動への参加促進

- ① 寄附金事業 25
- ② 社協会費 26
- ③ 共同募金配分金事業 27
- ④ 各種団体助成事業
 - (老人クラブ連合会) 28
 - (身体障害者福祉協会) 29
 - (遺族会) 30
 - (保護司会) 31

基本項目 3-2 地域福祉活動を担う人材育成

- ① ボランティア活動推進事業 32

基本項目 3-3 地域社会の支え合いの推進

- ① おたがいさまネット事業 33
- ② 高齢者ミニデイサービス事業 34
- ③ サロン新規立ち上げ推進事業 35
- ④ 友愛訪問支援事業 36
- ⑤ 高齢者ふれあい・いきいきサロン事業 37
- ⑥ つどいの広場事業 38
- ⑦ ファミリーサポートセンター事業 39

基本項目 3-4 災害時要配慮者支援体制の整備

- ① 救急医療情報キット配付事業 40

基本目標4 利用者のための福祉サービス提供体制の整備

基本項目 4-1 地域包括ケアシステムの構築

- ① 福社会議事業(地区ケア会議) 41

基本項目 4-2 社会福祉事業の推進

- ① 美作市内の社会福祉法人等連絡協議会(美作お助け隊) 42
- ② 障害者地域活動支援センターⅢ型むぎの会 43
- ③ 「食」の自立支援事業 44
- ④ 産前・産後ヘルパー派遣事業 45
- ⑤ 訪問介護事業・障害者総合支援事業居宅介護 46

基本目標5 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

基本項目 5-1 総合的な相談体制の確立

- ① 重層的支援体制整備事業
 - (包括的相談支援事業) 47
 - (アウトリーチ支援事業) 48
 - (多機関協働事業) 49
 - (参加支援事業) 50
 - (地域づくり事業) 51
- ② 地域包括支援センター事業
 - (総合相談支援) 52
 - (権利擁護) 53
 - (包括的・継続的ケアマネジメント支援業務) 54
 - (介護予防ケアマネジメント) 55
 - (生活支援体制整備事業) 56
 - (地域ケア会議推進事業) 57
 - (家族介護支援事業) 58
- ③ 障害者地域活動支援センター I 型なごみ 59
- ④ 基幹相談支援センター 60

基本項目 5-2 地域生活の支援

- ① 生活困窮者自立支援事業
 - (家計改善支援事業) 61
 - (学習相談支援事業) 62
- ② 緊急食糧支援おむすび事業・フードバンク事業 63
- ③ 就学支援リユース事業 64
- ④ 子どもの学習支援・居場所づくり事業 65
- ⑤ 生活困窮者等緊急援護資金貸付事業 66
- ⑥ 招(商)福連携による移動販売モデル事業 67
- ⑦ 福祉移送サービス事業 68
- ⑧ 生活福祉資金貸付事業 69

基本項目 5-3 市民の権利の実現

- ① 日常生活自立支援事業 70
- ② 法人後見事業 71
- ③ 死後事務委任事業(高齢者安心パック) 72

1. 計画策定にあたって

(1) 計画の目的と意義

美作市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、平成30年2月に本会にとって初めての社協発展・強化計画である「第1期福祉のまちづくり行動計画」（H30～R4）を策定しました。計画期間中には、それまで本会の課題であった住民の福祉的な個別課題への対応強化を図るため、地域包括支援センター、障害者地域活動支援センター、総合相談支援センター等を受託し、様々な個別課題への対応が可能な組織体制を整備し、これまで行ってきた地域づくり活動と合わせて、地域福祉を推進してきました。

一方で、少子高齢化・人口減少社会の進展のもと、社会構造の変化も相まって、地域における住民の福祉ニーズや地域生活課題は、多様化・複合化・深刻化しています。このような中で、地域福祉を推進するためには、行政、各種関係機関との連携はもちろんのこと、地区社協や各種住民組織との連携により、地域住民が共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるための、地域づくりを一体的に行う必要があります。国の施策においても、「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決していく体制づくり、多種多様な専門機関が縦割りではなく包括的に協働できるような相談支援体制の構築が進められています。

これらのことは、社会福祉協議会の事業・活動への期待が一層高まっているものと理解し、社会福祉協議会としてしっかり対応する必要があります。そのため、第2期福祉のまちづくり行動計画（以下「本計画」という。）の策定にあたっては、第1期福祉のまちづくり行動計画の評価及び課題の精査、現在の社会情勢の変化を加味し、本会が取り組む各種事業について、今後5年間の事業目的、目標、取組内容を明確化するとともに、社会・環境の変化に的確に対応するために、P（Plan：計画） D（Do：実行） C（Check：評価） A（Action：改善）サイクルを取り入れ毎年見直し・改善を行う行動計画としました。

美作市社会福祉協議会地域福祉活動計画で掲げた「みんなで支えみんなで築く福祉のまち 美作」を基本理念として継承し、地域住民や関係機関・団体と手を携え、地域福祉活動に欠かせない存在となることができるよう努めてまいります。

(2) 計画の期間

本計画は、令和5年10月から令和9年度までの計画期間とします。

なお、社会構造の変化、制度改正等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うとともに、毎年7月に、PDCAサイクルにより、目標の達成状況等について点検・評価を行い進捗状況の確認、見直しを行うこととします。

2. 基本理念：「みんなで支えみんなで築く福祉のまち 美作」

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

このことは、国が目指す「地域共生社会」や「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」と基軸が同じであると考えます。本会が美作市社会福祉協議会地域福祉活動計画で掲げた理念は、国が目指す地域共生社会と、その方向性を一にしていることかつ、不変的なものであることから本計画においても継続します。

3. 行動指針

全国社会福祉協議会が作成した「社協・生活支援活動強化方針」～地域共生社会の実現に向けた事業・活動の展開～では、社会福祉協議会が取り組む活動は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組むという社協の行動宣言が示されています。これは、全ての社協が、活動の念頭に置いて取り組むべき指針であることから、本計画においても、以下を行動指針として定め活動を実施します。

I. あらゆる生活課題への対応

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

II. 相談・支援体制の強化

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

III. アウトリーチの徹底

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

IV. 地域のつながりの再構築

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動団体との取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、誰をも排除しない地域社会づくりをすすめます。

V. 行政とのパートナーシップ

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。

また、本計画は美作市地域福祉計画との整合性を図りながら、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

4. 基本目標・基本項目

基本理念の実現に向けた中・長期の活動指針と5年間で取り組む目標を示すものとして、次の5つの基本目標と12の基本項目を定めました。基本目標、基本項目の設定にあたっては、美作市の行政施策と連携を図るため、美作市が策定している「美作市地域福祉計画」の、4つの基本目標と12の基本項目と同様としました。

基本目標1. 法人組織・機能の強化と発展

基本項目：1-1 役職員の社協の基本理解と法人経営の健全化

社会福祉法の改正や、社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化する中で、社会福祉協議会の経営の安定化、法人組織としての機能強化を図るためには、これからの組織のすすむべき方向を役職員が十分に協議し、自らの経営理念、ビジョンを定めるなど、具体的な戦略をもって経営に取り組んでいきます。

基本目標2. 地域福祉に対する理解の促進

基本項目：2-1 地域福祉の普及啓発 2-2 福祉教育の推進

誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を実現するためには、学齢期での福祉教育にとどまらず、地区社協など、地域に暮らす住民等に対する学びの場や機会を整備しておくことも重要になります。このため、当事者をはじめとする多様な関係者の参画を得て福祉教育を推進する体制を整えるとともに、様々な事業を通じて、市民のだれもが、福祉課題・生活課題を認識し、それらの諸問題を、他人事ではなく、我が事として捉えて、行動できるように、地域福祉に対する理解を促進します。

基本目標 3. 地域力の強化・育成

- 基本項目：3-1 地域福祉活動への参加促進 3-2 地域福祉活動を担う人材育成
 3-3 地域社会の支え合いの推進 3-4 災害時要配慮者支援体制の整備

地域福祉推進のためには、美作市に暮らす住民一人ひとりが地域社会の一員としてお互いに助け合い、思いやりを持って、地域の特色を生かしながら主体的に福祉活動に参加することが重要となります。福祉のまちづくりを、地域住民が、主体的に取り組んでいくことができるよう、地区社協、各種関係機関への支援や、当事者を交えた協議の場の設定などを通じて、福祉活動に参加しやすい仕組みを構築します。

基本目標 4. 利用者のための福祉サービス提供体制の整備

- 基本項目：4-1 地域包括ケアシステムの構築 4-2 社会福祉事業の推進

地域における生活課題が多様化・深刻化するなか、支援を必要とする人は年々増加傾向にあります。また、地域によっては生活課題やその解決のための方策などが異なることもあり、既存の「自助」「共助」による助け合いでは、対応できないケースが増えつつあります。そのため、これまでの住民同士の支え合いの取組を活かしながら、介護・医療・予防・生活支援等が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を機能させることが重要となります。また、それに合わせて、民間組織の参入が難しいサービスについて安定的な提供体制が確保できるための取組を行います。

基本目標 5. 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

- 基本項目：5-1 総合的な相談体制の確立 5-2 地域生活の支援
 5-3 市民の権利の実現

ひきこもり、経済的困窮、8050、社会的な孤立、老々介護、ヤングケアラー、複雑化・複合化した課題など、地域における生活課題は多様化・深刻化しており、これらの課題に対応するためには、現行の分野別・年齢別の縦割りの支援から、包括的・総合的に相談を受けることができる相談体制の確立が不可欠となります。また、個別の相談支援機関だけでは対応に苦慮するケースも増えていることから、関係機関間のネットワークの構築を行うなど、包括的な相談支援体制の整備や多様な関係者との連携・協働によるセーフティネットの構築に努めます。

5. 美作市の現状

本市の直近の人口（令和5年4月1日現在）は、5年間で約2,200人減少しています。これは、令和元年度人口の約8%にあたり急激な人口減少となっています。高齢化率は1.4%増となっていますが、高齢者人口も436人減となっています。

総世帯数は、微減となっていますが、一人暮らし高齢者世帯、高齢者世帯は、大幅に減少しています。身体障害者手帳保持者は、減少していますが、療育手帳保持者・精神保健福祉手帳保持者は増加しています。

項目	令和元年	令和5年	比較
人口	28,056人	25,801人	△2,255人
外国人	276人	497人	221人
65歳以上人口	11,113人	10,677人	△436人
高齢化率	40.0%	41.4%	1.4%増
世帯数	12,379人	12,288人	△91世帯
一人暮らし高齢者数	2,999人	2,019人	△980人
高齢者世帯数	4,994世帯	3,848世帯	△1,146世帯
介護保険認定者数	2,496人	2,402人	△84人
身体障害者手帳保持者数	1,554人	1,299人	△255人
療育手帳保持者数	317人	365人	48人増
精神障害者 保健福祉手帳保持者数	126人	203人	77人増
ひとり親世帯数	291世帯	234世帯	△57世帯
生活保護受給世帯数	139世帯	94世帯	△45世帯

各年4月1日現在

6. 第2期 福祉のまちづくり行動計画の体系図

